

一 般 廃 棄 物 処 理 業 許 可 証

令和7年7月4日

住 所 滋賀県湖南市三雲36番地2
氏 名 株式会社三峰環境サービス
代表取締役 三 峰 誠 植 様

東近江市長 小 椋 正 清



令和7年5月26日付け一般廃棄物処理業の申請については、廃棄物の処理及び
清掃に関する法律第7条の規定により、次のとおりをします。
許可の更新
許可の更新
許可の更新
許可の更新

許 可 番 号	東資再指令第129号
事業所の所在地 及 び 名 称	滋賀県湖南市三雲36番地2 株式会社三峰環境サービス
取 扱 廃 棄 物 の 種 類	一般廃棄物（し尿、浄化槽汚泥、動物の糞尿及び屍体を除く。）
収集、運搬及び 処 分 の 別	収集、運搬
営 業 の 区 域	東近江市内全域
許 可 期 間	令和7年7月4日から令和9年7月3日まで
条 件	裏面に記載のとおり

許 可 条 件

遵 守 事 項

- 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び東近江市廃棄物の処理及び環境の美化に関する条例並びに同条例施行規則を遵守すること。
- 2 関係法令及び関係組合条例等を遵守すること。
- 3 事業運営に当たっては、良好な環境保持に努めること。
- 4 許可した一般廃棄物以外のものを混入しないこと。
- 5 毎月の収集運搬の実績について、実績の有無に関わらず、翌月の20日までに指定の様式で東近江市に報告すること。
- 6 その他、東近江市の指示に従うこと。